

## 里親への委託前養育等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、里親委託のための調整期間等における里親の経済的負担を軽減することで、こどもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、併せて、里親及び里親希望者（以下「里親等」という。）の各種研修の受講を支援することにより、更なる里親委託の推進を図るため、里親への委託前養育等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象)

第2 補助金の交付対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 宮城県の児童相談所が里親委託の援助方針を決定した児童（以下「委託予定児童」という。）との間で、里親委託前の事前交流として別表に掲げる交流を当該年度中に実施した里親世帯
- (2) 宮城県又はみやぎ里親支援センターけやきが里親等を対象に実施する研修等の受講者

### (交付額の算定方法等)

第3 補助金の対象経費及び支給金額は、別表1及び2のとおりとする。

### (交付申請及び実績報告)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、提出期限は委託前交流若しくは受講した研修等が終了した日の翌日から1か月後又は当該年度の2月末日のいずれか早い日とする。

- 2 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号までに掲げる書類とする。
- 3 第1項の交付申請は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
  - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 県税に未納がある者
- 5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

### (交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、規則、要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金の支給対象となる事業について、その全部又は一部を実施しなかった場合は、別記様式第2号により県に報告するとともに、別表に基づいて変更後の事業実施内容により算出された額と既に交付された額との差額を返還しなければならない。

### (交付の決定及び額の確定)

第6 知事は、第4の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が適当である

と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第7 本補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8 知事は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することができる。

(補助金の返還)

第9 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 補助金の額を確定した後に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

(その他必要な事項)

第11 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月2日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月12日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

支給対象となる交流	対象経費	支給金額
委託予定児童と施設等で面会交流した場合	里親委託のための調整期間におけるこどもの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費	委託予定児童 1 人当たり 1 日につき 3,500 円
委託予定児童と外出交流をした場合		
委託予定児童が里親宅へ宿泊交流した場合		

※支給対象となる交流はいずれも当該年度中に実施したものに限る。

別表 2

支給対象となる費用	対象経費	支給金額
参集型研修に参加した場合	養育力向上等のための研修を受講する場合における旅費、テキスト代及び考査代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊なしの場合 宮城県旅費支給規程により算定した額（上限 1,540 円）</li> <li>・ 宿泊を含む場合 宮城県旅費支給規程により算定した額（上限は児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱による。）</li> </ul>
受講した研修で使用するテキストを購入した場合		1 研修あたり 20,000 円を上限に実費支給
受講した研修で考査代が発生した場合		1 研修あたり 9,000 円を上限に実費支給

※支給対象はいずれも当該年度中に受講した研修に限る。